

(こども未来部)

【保育所事業について】

(質問)

昨年度の保育料の収納率はいくらか？未収納分のうち、明らかに払えるのに払っていない世帯は存在しないのか？もし、そういった世帯があれば、何らかの対応はとっているのか？

<答弁>

2008年度の保育料の現年分収納率は、96.9%。

明らかに払えるのに払っていない滞納者につきましては、窓口等で家庭の状況を聞くなかで納付相談に対応し生活状況の把握できた方の中にはいない。

しかし、文書による催告にも応答がなく、また、電話や訪問を行っても接触できない未納者に対しては、引き続き粘り強く納付督促に努めるとともに、債権管理室と連携を図りながら対応を検討していく。

定員の弾力化による受け入れ児童数の拡大を公立、民間保育所ともに行っていますが、あくまで公立保育所と民間保育所のサービスの質が同等という前提であれば、経営という観点から考えると、一般財源の負担の少なくなる民間保育所の定員の弾力化を出来る限り行うべきだと考えますが、いかがでしょうか？

また、同じ地域の保育所であれば、まずは民間保育所から定員を埋めていくように努めてはと思いますが、いかがでしょうか？

<答弁>

定員の弾力化は、待機児童の解消策として公立・民間に関わらず、入所希望の多い保育所について、保育室の面積基準と職員の配置基準の配置内で、定員を上回る児童の受け入れを実施している。

保育所の受け入れ枠は、公立・民間に関わらず、各保育所への申し込み児童数に応じて、設定している。入所希望の多い保育所については、保育室の面積基準と職員の配置基準の範囲内で、定員を上回る児童の受入れ、いわゆる定員の弾力化も実施している。

また、民間保育所から定員を埋めていくことについては、保育所入所は、保護者の希望に沿った保育所決定を行っており、保護者は、送迎の利便性、兄弟の入所状況、施設の特徴などの要素を考慮し希望保育所を決め申込みをされるものです。

そのため、同じ地域の民間保育所から定員を埋めていくことは、制度になじまないと考える。

(意見・要望)

公立保育所の運営費の一般財源化が、2004年度の三位一体の改革の中で実施され、公立保育所の運営費が普通交付税の基準財政需要額の算定に含まれるようになったと伺っています。しかし、国における普通交付税の基準財政需要額と、実際の市の決算額が同

額なのか定かではありませんし、そういう意味では、やはり民間保育所の事業費用の方が一般財源からの負担が少ない気がします。

また、公立保育所と民間保育所で、定員の弾力化も含めて、ともに約2300人から2400人のこどもを預かっているのに、その事業費用が決算額で約41億2600万円と約31億8000万円と、かなりの差が生じていることについては、正直疑問があります。豊中市内でこどもを一人保育するためにかかる費用がかなり異なっている事について、今後、議論して頂き、是非とも解消策、改善策を検討して頂きたいと要望しておきます。

【放課後こどもクラブ事業について】

（質問）

在籍児童数2573人の放課後こどもクラブ事業の会費収入は約1億1500万円。一方、4667人の保育所の保育料収入は約11億5800万円。保育所の場合、保育料は、前年度の所得に応じて、0円から最大5万7700円となっています。放課後こどもクラブの会費は、全額免除、半額免除はありますが、それ以外の世帯は定額となっています。全額減免、半額減免の方を除き、所得の多い保護者にとっては、保育所の保育料と比べて、放課後こどもクラブの会費は、大幅に安くなる一方、低所得の保護者にとっては、負担額があまり変わりません。保護者の様々な要望を実現するためには、少なからず経費増が見込まれますが、放課後こどもクラブの手数料を定額式から、保育所の保育料と同様に前年度所得に応じた応能式に変更すれば、いくらかの歳入増が図れると思いますが、あらためて、ご見解をお聞かせ下さい。3月議会の個人質問のご答弁で、開設時間を午後7時まで2時間延長した場合は、約1億2千万円の費用増、土曜日開設した場合は、約9千万円の費用増が見込まれるとのことでしたが、応能式にすれば、保護者からの要望が高いこれらのことが実現できるのではないかと思います。いかがでしょうか？

＜答弁＞

放課後こどもクラブの会費の算定方式については、どのような負担方式が公平かの視点で決定すべきものであり、少なくとも、歳入増を図るために応能方式を導入すべきものではない。

保育所における保育料は、児童福祉法で「家計に与える影響を考慮して徴収する」とされており、定額で設定することはできない。

一方で、クラブの会費は、ボランティア的運営で無料又は定額、一律の会費で開始され、運営経費や保護者負担額も小さく、階層別会費の必要性も少なく定額制がとられてきたという経過がある。

ただその後、クラブ運営も平成12年度に児童福祉法に基づく事業となり、徐々に運営体制も整備され、また運営経費も会費も増えているが、なお保育料に比べると運営経費や保護者に求め得る負担額も少ない状況にある。

現時点では、応能方式に変更することまでは考えてないが、今後の諸状況の変化のなかで必要に応じて対応する。

学年延長に伴う費用については、対象児童数の増によるクラブ室の拡充や職員体制とも関係するとのご答弁が3月議会の個人質問の際にありましたが、クラブ室の拡充という点では、各小学校の放課後の空き教室を活用することはできないのでしょうか？

<答弁>

クラブの運営には、専用のクラブ室を確保し、放課後の子どもの生活の場として十分機能するための畳やクッションフロア、カーペットなどを整備するとともに、炊事場、冷蔵庫、エアコンなど設備・備品を設置して運営することとなっている。

このような整備を行う必要があり、放課後の教室をクラブ室として活用することは困難。

(意見・要望)

「放課後こどもクラブの会費の算定方式は、どのような負担方式が公平かの視点で決定すべきものであり、歳入増を図るために応能方式を導入すべきものではない」とのご答弁がありました。先ほども述べたように保育所の場合、保育料は、前年度の所得に応じて、0円から最大5万7700円。放課後こどもクラブの会費は、全額免除、半額免除以外、全ての利用世帯が定額となっています。所得の多い保護者にとっては、保育所の保育料と比べて、放課後こどもクラブの会費は、大幅に安くなる一方、低所得の保護者にとっては、負担額があまり変わりません。こういったことも定額から応能方式を導入してはと提案しているわけで、単に歳入増だけを目的に提案しているわけではありません。

また、ご答弁で「保育料は、児童福祉法で「家計に与える影響を考慮して徴収する」とされており、定額で設定することはできない」とのことですが、同じ児童福祉法に基づく、放課後こどもクラブの会費も同様の視点から言うと、定額にする必要はないのではないかと思います。

当初の放課後こどもクラブの設置目的や、運営方法と現在の市民が想定している放課後こどもクラブの位置づけがかなり異なってきているのではないかと思います。ご答弁で、「今後の諸状況の変化の中で必要に応じて対応する」とのことでしたが、もう既に状況がかなり変化しているということをご理解いただきたいと思います。

保護者の要望、たとえば時間延長などは、現在の社会状況からしたら当然のことだと思います。だからと言って、市民ニーズに対応するために単純に市の持ち出しを増やすべきと言っているわけではありません。市民ニーズに対応する代わりに、利用者にも個々の所得に応じて、相応の負担をして頂ければ良いのではと言っているのです。

このことをご理解いただき、ぜひ、この提案を早急に検討して頂きたいと強く要望するとともに、少なくとも、保護者からの要望で最も多い「時間延長」に関しては早急を実現して頂くことを強く要望しておきます。

【母子家庭自立支援給付金事業について】

(質問)

予算額に比べて、決算額が約200万円少なかったことは、当初見込んでいただけの応募がなかったということではないでしょうか？特に自立支援教育訓練給付金については、一昨年の決算説明書を確認すると利用件数14件となっており、昨年度は7件となっています。もともと、自立支援教育訓練給付金については、何件でいくぐらいの予算を立てていたのでしょうか？当初見込んでいただけの応募がなかったということは、なかなか給付金を受けにくい状況があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか？

<答弁>

母子家庭自立支援給付金事業には「自立支援教育訓練給付金」及び「高度技能訓練

促進費」の二つの制度があり、母子家庭のお母さんの就業をより効果的に促進するため、指定された講座等を受講した際、受講後に、受講料の一部を給付する制度です。「自立支援教育訓練給付金」の決算額は、当初予算に比べ80万円少なかった。平成19年10月から制度の変更により、受給者への給付額が対象講座の受講料の4割相当額から、2割相当額へ、減少したことが、利用件数減少の要因ではないかと推測される。

自立支援教育訓練給付金は、予算額に対して、決算額が15万5208円とかなり見込んでいたよりも利用がなかったようです。さらに、自立支援を目指した訓練を行うための授業料等の支給をするものですが、授業料は援助してもらえても、生活するための経済的支援がなければ、なかなかこの事業を活用しようという気が起こらないのではないかと思います。いかがでしょうか？

<答弁>

高等技能促進費の受給に加え、母子寡婦福祉資金のうち技能習得期間中の生活費を補給する無利子の生活資金があり、これにより受講期間中の全期間にわたる経済的な支援を行っている。

【母子・寡婦福祉貸付事業について】

(質問)

どういった方が対象で、貸付を受けるための要件は何なのか？

<答弁>

貸付の対象者と貸付を受けるための要件については、母子家庭の母と寡婦の方及び40歳以上の配偶者のない女子の方で、扶養している子の高校・大学などへの入学や修学に必要な入学金や授業料、また本人の自動車運転免許の取得や技術習得期間中の生活費の補給、事業の開始や住居の移転に充てる資金などが必要な方が貸付を受けることができる。

最大でいくらまで貸付を受けられるのか？ここ数年の貸付利用者数、利用額の推移は？

<答弁>

技能習得期間中の生活費を補給するための資金として、最大3年間月額14万1千円、計5,076,000円まで貸付を受けることができる。

平成18年度は利用件数が20件で利用額が47,656,300円、平成19年度は33件で60,347,500円、平成20年度は22件で45,204,000円。

返済は問題なく行われているのか？

<答弁>

大阪府からの情報では、平成20年度の本市の償還率は91.4%で府内でも高い方と聞いている。

(意見・要望)

伺ったところ、昨年度、約100万円の予算を立てていた自立支援教育訓練給付金は、約15万円の利用しかなく、高等技能訓練促進費は件数では、一昨年度より1件しか減少はありませんが、約530万円の予算に対して、約412万の利用にとどまっており、活用がしづらい制度になっていると考えられます。自立支援教育訓練給付金に関しては、本人負担が以前までの倍になったことも影響しているかもしれませんが、やはり自立支援に向けた訓練期間中の経済的支援が不安定なことが大きな要因ではないかと思えます。経済的支援としては、貸付制度があるとの話でしたが、多額の借金をして訓練を受けることにためらいや断念をされている方が多いのではないかと思います。豊中市の償還率は府内では比較的高い方だとのことですが、実際に、無利子であるとはいえ府全体としては、貸付制度を受けた方の滞納率が高いようで、結局、自立に向けて職業訓練を行った結果、自立できず、借金だけ背負わされている方も多いのではないかと思います。就学支度資金や修学資金の貸付もありますが、この制度を利用して、高校や大学に入学・通学できたとしても、その子どもたちに明るい将来ではなく、借金だけを背をわけてしまって、何の希望も見いだせないといったことを生み出している可能性も懸念されます。

他の貸付制度も同様ですが、そもそも低所得者に対して、無利子といえども貸付による支援ということが、なかには、貸付だとしても活用されて、希望や夢をかなえられるケースもあるかも知れませんが、本当に支援になっているのか、正直言って疑問です。これは大阪府の事業ということで、あまり言いませんが、財政が厳しいとは言えども、無利子の貸付制度があることが、必ずしも経済的支援につながるとは限らないのではないかとだけ意見しておきます。

また、自立支援教育訓練給付金事業や高等技能訓練促進事業は、利用者に訓練をして頂くことではなく、自立に向けて就職されることを目的に実施していると思いますので、制度を活用された方の、その後の就労状況を追跡調査をして頂くとともに、その情報を地域経済振興室や労働政策チーム等に提供し、少しでも多くの方が確実に自立可能な就職を果たされるような取り組みも行って頂くことを要望しておきます。

【子育て悩み相談事業について】

(質問)

相談の中で、育成相談が突出して多いが、具体的にはどういった内容なのか？

<答弁>

育成相談とは、「子どもの性格行動」、「不登校」、「適正」、「育児・しつけ」に関する相談の4種類があるが、子育て心の悩み相談事業は子育て支援センターほっぺで実施しているので、主に乳幼児に関わる「育児・しつけ」に関する相談が大半を占めている。

相談内容は、「言葉が遅い」、「夜泣きをする」、「子どもが反抗的である」など、子どもの育ちに関する悩みの相談や、「子どもをたたいてしまう」、「育児に自信がもてない」、「子どもをきつく叱ってしまう」、「子どもがかわいく思えない」など保護者自身の不安や感情面での悩みなどです。このような保護者の悩みをこども家庭相談室の臨床心理士がじっくりと話を聞き、保護者の感情に寄り添いながら子育て不安や負担感の解消に取り組んでいる。

教育センターでは、子どもの発達等に関する相談が非常に多く、現状のスタッフ体制では、パンク寸前になっていると伺っているが、この事業においてはどうか？ここ最近の相談件数の推移は？

<答弁>

こども家庭相談室では、平成16年7月の開設当初より子育て・心の悩み相談を行っている。

相談件数は平成16年度の122件、延べ292回から、平成20年度の191件、延べ837件と、過去5年間で相談件数は増加している。

スタッフ体制につきましては、平成20年度は臨床心理士2名を配置し相談対応を行ったが、相談件数は増加しているものの、現地点では保護者の希望に沿った形で相談対応ができていると考えている。

(意見・要望)

今後も相談件数は、伸びるのではないかと思います。そうすると、現状のスタッフ体制では行っていけなくなるかと思しますので、そういった際の対応(職員の増員、相談時間の短縮、相談回数の制限など)を事前に検討しておく必要があるのではないかと意見しておきます。

(教育委員会)

【小中一貫教育の推進事業について】

(質問)

小中一貫教育の推進とは、小・中学校の段差を解消するため、小中学校9年間を見通した指導の一貫性や系統性を図り、教育内容や生徒指導などの連携や交流を進めることにより、児童が中学校への進学時に戸惑いや負担を感じることなく成長していけるよう取り組みと伺っています。また、豊中市では、「確かな学力」の向上に向けた教科の接続や、生徒指導の連携協力、不登校児童生徒への対応、児童生徒の行事交流など、児童生徒や地域の実態に応じて取り組みを進めていると伺っていますが、小中一貫教育の推進が、不登校児童への対応につながるということは、具体的にどういうことなのか？

<答弁>

本事業では、中学校での体験授業や体育大会等の行事への参加、部活動体験など、様々な取り組みを通じて児童が中学校生活に対して抱えている不安などを期待と安心につなげている。

豊中市では、小学校・中学校の教育を統合して、小学校6年、中学校3年を小中学校9年にしていくおつもりなのか？小中一貫校を予定しているのか？

<答弁>

豊中市の小中一貫教育では、小中学校の教員の授業交流を含めた教職員の交流など、指導の一貫性を図り、学校間のより望ましい連携や接続に向けて取り組みを進めています。

「小中一貫校を予定しているのか？」と小中一貫教育とはあえて言葉を変えてお伺いしたのですが、小中一貫校に関する明確なご答弁がありませんでした。小中一貫校を念頭に、小中一貫教育の推進を図られているのであれば、豊中市の場合は、まずは、通学区域の見直しや再編成が必要不可欠になると思うのですが、そういった議論はこれまでであったのでしょうか？

<答弁>

豊中市では、小中一貫校の設置を前提とした通学区域に関わる検討を行った経緯はない。

現在、13の小学校が2つの中学校へ分かれて進学し、校区にあるすべての小学校児童を受け入れているのは、18校中5中学校という状況で、中学校校区を単位として一貫した教育活動を進めるにあたり課題があると認識している。

今後、小中一貫教育など学校教育を充実させる観点から、通学区域のあり方について、昨年7月に通学区域審議会と統合した豊中市学校教育審議会で審議・検討していきたい。

(意見・要望)

小中一貫教育を進める目的やねらいは事前の説明も含め良く分かりました。是非とも今後、

実際に小中一貫教育を進めることで見込んだ効果が得られているのかをしっかりと検証して頂きたいと要望しておきます。また、今後、ますます小中一貫教育の推進を図られるということであれば、小学校が二つの中学校に分かれて進学しているケースがあり、中学校校区を単位として一貫した教育をするには、困難や課題がますます顕著になってくるかと思えます。小中一貫校の設置を前提とした通学区域に関わる検討を行った経緯はないとのことですが、どちらにしても小中一貫教育を推進していくのであれば、通学区域のあり方について、早急に研究・検討して頂きたいと要望しておきます。

【学校問題解決支援事業について】

(質問)

昨年度この事業で対応したのものとして、具体的には、どういった事例があったのか？実際に早期解決に至ったケースを挙げて教えてほしい。

<答弁>

主な事例としては、友人関係やクラブ内での人間関係、教員の指導、学校事故などに関する相談があった。様々な要素が複雑化した事例については、早期に解決することが難しい相談もあるが、専門家の方々も含めたケース会議を開くことで、対応の方向性が明確になるなど、早期解決に繋がった事例もある。

(意見・要望)

学校問題解決支援チームの設置により、保護者からのご意見やご要望を寄せられる件数の抑制や、現場の先生方の精神的負担の緩和につながったように思います。今後も、個々の状況に応じて、丁寧な対応を努めて頂きたいとします。また、今後事業を続けていく中で、いろんなケースが生じ、対応されるわけで、データが蓄積されていくと思います。それぞれの対応事例などを現場の先生方に紹介するなどして、現場の先生方のスキルアップにつなげてはどうかと意見しておきます。

【教育相談総合窓口の充実について（サポート会議）】

(質問)

教育相談総合窓口の充実ということで行われているサポート会議ですが、昨年度は何件の相談があり、具体的にどういった対応をされたのか？どういった成果があったのか？

<答弁>

昨年度のサポート会議の件数は、延べ31件。

サポート会議では、心理・医療・法律・福祉面の専門家より解決困難な事案について、適切な対応や支援のあり方等の助言をもらっている。関係各課は当該校と連絡を密にとり、もらったアドバイスを伝え、学校の状況に応じて、保護者・子ども対応に生かしている。学校の適切な対応を継続することで、保護者との信頼関係を再構築し、解決の方向を見出すことができたケースもあった。

事案によっては、直接、管理職等へ助言頂く場合や、緊急を要する場合は、電話での助言をもらい、必要に応じた相談対応を行っている。

(意見・要望)

どうしても学校問題解決支援事業の方が、目立ちやすいとは思いますが、サポート会議の取り組みは、学校にとって、保護者にとって、そして何より子どもたちにとって、さまざまな形で、かなり大きな役割を担っていると思います。今後は、様々な事例にどういった対応を行って、解決に導いたのかといったことのデータが徐々に集まっていると思いますので、個人情報等の取扱い等の問題はあるかと思いますが、学校現場の教職員や関係機関のスタッフのスキルアップのために、研修や事例発表等の実施を行って頂きたいと要望しておきます。

【就学奨励について】

(質問)

昨年度、奨学費貸付制度を利用された方は121人と伺っているが、貸し付けにあたっては、どういった条件を設け、事前審査を行ったのか？

<答弁>

貸し付け条件は、保護者が豊中市に在住で、住民税課税標準額の合計が100万円以下の者で、連帯保証人1名（保護者）及び保証人1名（第三者）を付けることとなっている。

奨学金給付者数が、高校一般が248人ということで、貸付制度を利用された方が少ない気がするが、その要因についてはどう考えられているのか？

<答弁>

利用者減少の要因は、奨学費制度が給付から貸付制度に移行したことなどが考えられる。

奨学費貸付制度の返済開始はいつからとなるのか？貸し付けたお金は、必ず返済してもらえると予想しているのか？他市の状況などはどうなのか？

<答弁>

奨学費貸付制度の返済開始は、修学年限終了後。奨学費を借りた生徒本人が返済することになるが、債権の確保のため、連帯保証人と保証人各1名を設け、債権回収に努めている。他市の奨学費貸付の返済状況は、およそ8割程度と聞いている。

私立高校入学支度金貸付あっせん制度に関わる昨年度の損失補償は、何件あって、いくらだったのか？累計では、これまで何件で、どれくらいの額にのぼるのか？損失補償が出ないような対策は講じてきたのか？

<答弁>

昨年度の損失補償は、9件、136万4430円。累計では、89件で、1079万4937円。

損失補償後においても、引き続き債権回収に努めるよう指導している。

(意見・要望)

返済についてや損失補償等について伺いましたが、これらの制度が貸付だから、こういった質問をするわけです。ただ、私自身は、これらの制度が貸付であることに疑問を持っています。

財政が厳しいことは、十分理解しているつもりですが、たとえそういった状況であっても、この制度は、かなり問題のある制度だと思います。奨学費については、給付から貸付に移行したことにより、利用者が減少しています。それだけ、教育を受けられない子どもが増えているのではないかと危惧します。

また、教育を受けるために、貸付制度を活用しても、卒業後、返済が出来なくなってしまうケースが他市では発生しているようです。教育を受けられたとしても、借金苦に陥る子どもが出ていることが想像できます。

入学支度金貸付あっせん制度についても、同様ですが、低所得世帯に対して、たとえ無利子であったとしても、お金を貸して子どもたちが教育を受けられるように支援するという制度は、利用者にとって、相当なリスクと精神的負担や、将来における経済的不安を強いる可能性が非常に高いと思います。

財政が厳しくても、奨学費や入学支度金あっせん制度については費用を貸し付けではなく、給付にし、教育を受けたい子どもたちには、リスクや精神的負担、将来における経済的不安を与えない形で、教育を受けられるようにすることを大いに検討して頂きたいと強く要望しておきます。

【要保護及び準要保護児童・生徒の就学奨励について】

(質問)

支給費目が種々あるが、全て現金支給にしている理由は何なのか？現物支給をすることは考えられないのか？

<答弁>

文部科学省の支給費目の単価を参考に現金支給しているため、現物支給は考えられない。

学用品については、卒業生の要らなくなったもので、まだ使えるものを、再利用してもらうなどの工夫は出来ないか？

<答弁>

学用品の再利用については、学校において実施している場合はある。

「譲ります。譲って下さい。」など、学校での工夫が考えられる。

(意見・要望)

学用品の多くは、その時々しか使わないことが多いと思います。現金で支給しなくても、上級生や卒業生の不要になった学用品で、再利用できるものを、現物で支給することで、ごみ減量の促進とともに、市の財政負担軽減にもつながるのではないかと考えますので、是非とも、現金支給ありきではなく、現物支給を検討し、奨励して頂きたいと強く要望しておきます。また、既に行われている学校の事例等を他校にも紹介して、進めて頂きたいと要望しておきます。

【建築物・建築整備等点検業務委託について】

(質問)

学校園の遊具に関しては、どういった点検を行っておられるのか？公園等の遊具が老朽化により破損し、子ども達が怪我をするという事故がしばしば報道されているが、そういった心配は学校園の遊具に関してはないのか？

<答弁>

学校園の遊具の点検内容については、遊具の使用による事故の未然防止や安全管理の徹底を図る観点から、目視、触診、聴診、打診を基本に、遊具の種類や材質について分類し、遊具の図柄や点検箇所など明記した「豊中市学校遊具等点検マニュアル」を策定し、年2回学校で「遊具等安全点検確認シート」に記入してもらい、報告してもらっている。

遊具事故の心配については、学校から報告してもらった資料をもとに、遊具の修繕等の要望や学校で点検できない場合は、市職員で点検し、必要に応じて、その都度専門業者にて適切に対応し、遊具の安全確保に努めている。

(意見・要望)

点検の方法については、専門的知識がなく十分なのかどうかの判断はできませんが、遊具事故はこれまでなかったとの話も伺っていますので、一安心しています。今後も、学校内で、点検の不備等で事故が発生しないように、努めて頂きたいと要望しておきます。

【学校給食について】

(質問)

学校給食費はどのような形で、徴収されているのか？昨年度の学校給食費の収納率はいくらか？滞納者に対する対応はどのようにして行われているのか？

<答弁>

学校給食費は各学校で低学年、中学年、高学年ごとに一定額に定められた月額を保護者に請求し各学校で集約している。各学校は財団法人豊中市学校給食会の月々の実績に基づいた請求にあわせて給食費を納付している。

2008年度は99.4%。未収件数は約460件。

給食費の滞納への対応は、学校で通常、滞納が2か月目までは、1月ごとに保護者宛の通知を出し口座振替の手続きを依頼している。さらに3か月以上となると、納付書を送付し現金による入金を依頼している。その納付書の納付期限が過ぎますと保護者に、電話や家庭訪問などで面談を行い、事情を聞きながら、実情に合わせて就学援助制度を説明するなど、粘り強く催促を行っている。

⑬給食費が滞納されて不足した分は、各学校で教職員が負担しているのか？これまでの赤字額は累計でいくぐらいになっているのか？給食費の取り扱いを教育委員会が一括管理する事は出来ないのか？給食費の滞納に対する催促や徴収を現場の先生方に行って頂くのは、かなりの負担ではないかと思えます。特に悪質な滞納に対する催促や徴収に関しては、教育委員会や第三者が行うことを考えられないのでしょうか？

<答弁>

催促等は学校で対応してもらっているが、教職員が不足分を負担している事例は聞いていない。2008年度末推計で未収額は累計で1030万円。

学校給食費は学校と保護者間の債権債務で、教育委員会による一括管理や第三者による直接的な催促や徴収などを行うことはできない。

しかし、教育委員会は、学校給食費の徴収事務のマニュアル化など、学校の負担を軽減するような方策について研究する。

(意見・要望)

学校給食費の収納率が昨年度で99.4%という数値には、非常に高く、正直びっくりしました。残り0.6%の方というのは、給食費が払えないというよりも、むしろ払わないというケースだろうとの話が、事前の説明でもありましたが、そうであるとするならば、より積極的に回収を進めるべきだと思います。

しかしながら、現場の教職員の方々に、その回収業務を行って頂くことは、教師と保護者という関係上、非常に困難だと思います。その為に、豊中市の顧問弁護士や、学校問題解決支援事業のサポート会議メンバーの先生方に知恵を借りたり、対応にあたって頂くなどの検討をして頂きたいと思います。そうでなければ、累計の未収金は膨らむ一方ですし、どこかのタイミングで、不能欠損等の処理により、累積未収金分をゼロとしても、未収金の発生の改善・防止にはつながらないと思います。放っておいても減ったり、なくなったりする見込みのない累計の未収金の処理の方法についても、早急に研究して頂き、対応して頂くように要望しておきます。

【コミュニティプラザの運営について】

(質問)

コミュニティプラザはどういった目的で設置・運営されてきたのか？その効果について、どのように考えられているのか？中豊島、庄内、大池の3校だけで行われてきたのは、何故か？何故、他の小学校には設置されないのか？

<答弁>

コミュニティプラザは、地域住民の学習、交流、その他の地域活動を行う場所を提供し、生涯学習の推進を図る目的で設置された。

コミュニティプラザの管理・運営は、豊中市コミュニティプラザ条例を設置し所要の職員を配置し行ってきた。

中豊島コミュニティプラザについては、平成18年度から地域による自主管理に移行して運営をしている。

効果としては、より多くの地域住民にとっての生涯学習の活動の場としての役割を果たしたこと、地域諸団体の交流や情報交換の場となったと考えている。

コミュニティプラザはまず、平成7年度に中豊島、庄内両プラザが開館され、大池コミュニティプラザについては、地域の諸団体のニーズや、学校の余裕教室状況を調査研究し、平成12年度にコミュニティプラザが設置された。

コミュニティプラザが3校のみで設置されている理由については、大池コミュニティプラザが設置された翌年の平成13年度から、地域諸団体の連携強化や運営経費の

削減などをねらいとして、同じく学校の余裕教室などを活用し、地元の管理運営組織による自主管理で、運営が行われるコミュニティルームの開設が始まったことから、以降コミュニティプラザの設置は行われていない。

(意見・要望)

3校だけでコミュニティプラザを設置し、多額の税金を使用していることに納得がいきません。昨年度も3校で約507万円もの支出がありました。地元の管理運営組織による自主管理で、運営が行われているコミュニティルームに関しては、全く税金の支出はないそうです。さらに、コミュニティルームも全小学校区にあるわけではなく、小学校18校と中学校1校ということで、約半分の小学校区では、コミュニティプラザもコミュニティルームもありません。これは、完全に不公平な税金の使われ方をしています。庄内、大池のコミュニティプラザは早急に地域による自主管理にしてもらおうとともに、今後ともこれらのコミュニティプラザの維持管理に、税金を少なからず投入するのであれば、より広い範囲の方々に社会還元できるような施設のあり方を検討して頂きたいと強く要望しておきます。

【図書館活動について】

(質問)

昨年度、廃棄、亡失、回収不能となった図書やその他の資料の数は、それぞれどのくらいあったのか？亡失、回収不能による損失額はどのくらいと想定されているのか？

<答弁>

廃棄資料は28,935冊、亡失図書は7,104冊、回収不能は328冊。亡失のその他資料は1,090冊。損失額は亡失図書、11,532,264円、その他資料は1,379,300円。回収不能資料につきましては、322,489円だが、そのほとんどが現金弁償をしてもらっている。

亡失や回収不能となった図書や、その他の資料については、再度、購入しているのか？何か、亡失や回収不能を防ぐ策は、講じられているのか？

<答弁>

利用者の要望の強い資料については、他の利用者の利用状況などを考慮して再購入する事もあるが、多くは必要に応じて、大阪府立図書館など他市から借用して提供している。防止策と致しましては、貸出手続き忘れへの呼びかけなどの啓発活動、資料の置き方の工夫、一部の館でブックディテクションシステムの試行をしている。

昨年度末で、図書は、101万460冊の所蔵冊数があり、その他図書以外の所蔵もされているわけですが、図書館のスペースとしては、まだまだ十分なスペースがある状況なのか？

<答弁>

平成20年度は、購入、寄贈、その他の図書を合わせて47,410冊の図書を受け入れている。一方で廃棄などによって除籍される図書も36,367冊がり、さらに、前年度比135,535冊の貸し出し冊数の増加があるため、現時点では、資料分のス

ペースにも余裕がある。

図書の寄贈を受けているが、寄贈を受けるにあたっての条件、規則は設けているのか？

<答弁>

平成20年度は、4,873冊の寄贈図書を受け入れている。

寄贈の受け入れについての規則等は、特に設けていないが、現状に即さない内容の古い本、広く利用が期待出来ないもの等々については、受入しない場合もある。受取り後の資料の取り扱いについては、図書館に一任することが原則となっている。

(意見・要望)

寄贈の受け入れについての規則等は、特に設けていないとのことでしたが、状況に応じて、受入しない場合があったり、受取り後の資料の取り扱いについては、図書館に一任することが原則とされているなど、最低限の取り決めや対処はされてきたと思います。美術品についても、これくらいの取り決めや対処がなされていればと悔やまれます。

亡失図書による損失額が約1150万円、その他の資料の亡失による損失額が約140万円とかなりの額になっています。毎年、これだけの損失額が、図書やその他の資料の亡失によって発生している事は問題です。モラル向上の啓発等も必要かと思いますが、まずは現在、試行しているブックディテクションシステムの効果についての検証を、早急にして頂き、結果によっては、他の図書館にも拡大を図るなどを検討頂きたいと要望しておきます。

【市民（体育・レクリエーション）大会について】

(質問)

決算の概要 P.44に市民体育振興協議会補助金と記載があります。豊中市民体育振興協議会は豊中市体育連盟や豊中市レクリエーション協会などを統括している組織ですが、そのような組織に補助金を出す必要性はあるのでしょうか？市民体育振興協議会への補助金は、こういったことに使われているのでしょうか？

<答弁>

スポーツ振興法第22条では、スポーツ振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体に対し、当該事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる、と規定されており、豊中市教育委員会ではこの規定に基づき補助金を出している。

この補助金は、市民体育振興協議会を組織する体育連盟をはじめ、レクリエーション協会、体育指導委員協議会、スポーツ少年団本部へ配分され、それぞれの立場や競技からスポーツ振興に資するために用いられている。

補助金の使途については、体育連盟やレクリエーション協会では、加盟団体が実施する各競技大会や研修会などの事業経費や組織強化・選手強化にかかる経費などに、スポーツ少年団本部では、加盟団全体で行う事業などに、体育指導委員協議会では、実技研修会の開催経緯費のほか、ニュースポーツなどの調査・研究に要する経費などに、体育振興協議会では、会議の開催や調査・研究、さらには顕彰に係る経費等に、それぞれ補助されている。

市民体育大会、市民レクリエーション大会のそれぞれの事業主体、事業内容、どういった方々が参加されているのかを教えてください。

<答弁>

市民体育大会は、この事業を運営・実施できる統括団体である、豊中市体育連盟及び豊中市レクリエーション協会に業務委託し、それぞれ加盟の競技団体が主管して大会を実施している。

市民体育大会は、豊中市体育連盟に業務委託を行い、加盟23団体の内20団体により、バレーボール、野球、サッカーなどの球技や、柔道、剣道、空手道などの武道、また、陸上競技や水泳など21の競技大会を運営している。

また、市民レクリエーション大会は、レクリエーション協会に業務委託を行い、加盟の8団体により、民踊、ハイキング、フォークダンス、バドミントン、スキー、フィットネス、グラウンド・ゴルフ、フリーテニスの8事業を実施している。

参加者は、市民体育大会については、各種目の愛好者のみならず、初心者が個人やグループで参加するなど、平成20年度では21の大会で合計1万9千人を超える市民の参加を頂きました。

レクリエーション大会については、競技性が低いことから初心者や高齢者の参加も目立ち、8事業で約800人の市民が参加した。

各々の連盟や協会及びクラブが、個々に大会を催されているにもかかわらず、さらに多額の税金をかけて市民大会を行っている理由は？

<答弁>

市民大会とは、別に各競技団体が主催する大会も実施しているが、それらは一様に競技性が高く、またユニフォームに関する制約なども厳しいことなどから、初心者や技量が劣る方々の中には、参加したくても敬遠してしまうというような声も聞いている。一方、市民大会については年齢やレベルを配慮して種別を細分化するといった配慮や、ユニフォームなど最低限の決まりごとを守って頂ければ、個人でもグループでも気軽に参加して頂けるという利点があるなどの理由で、スポーツへのきっかけづくりや、継続してスポーツを愛好して頂く上で、有効な取り組みと考えている。

市民体育大会、レクリエーション大会については、毎年多くの市民が平素の活動の成果を試す場として楽しみにしており、今後とも生涯スポーツ振興の一環として、市民が自主的かつ積極的に競技大会に参加できるよう配慮しながら取り組んでいきたい。

(意見・要望)

私は、非常に市の財政が厳しい現状では、市民体育振興協議会に対する補助金を見直す必要があると思います。協会や連盟などに所属する一部の市民が大会等を行うために多額の税金が使われている事に理解が出来ません。各協会や連盟に所属している方々が自費で、大会や研修等をすれば良い話ではないでしょうか？みなさんが、草野球や草サッカーなどを友人、知人たちと行う際に、自治体から補助金をもらって試合をする、できるでしょうか。試合や大会をしたいのであれば、受益者負担という観点からも税金ではなく、自費で行うべきです。また、市民体育振興協議会に加盟している各連盟や協会等の団体は、どこも設立からかなりの年数がたっており、十分に自主、自立して活動ができると思われれます。

団体の育成を目的に補助金が出されているわけですが、同じ団体の育成を何十年も行い続けることが妥当だとは思えません。

市民大会についても、参加者の多くが何らかの連盟や協会に属しておられる方だと想像でき、市民大会と言いながら、かなり限られた市民だけのものと考えられます。リサーチをかけて頂ければと思いますが、市民の大半は市民体育大会や市民レクリエーション大会を知らないと思います。そういう点からいっても、市民大会というか、限定的市民大会に多額の税金を投入していることは見直しが必要と考えます。市の財政が非常に厳しく、教育委員会としての予算が削減され続ける中で、本当にこれらの事業に優先的に予算をつけなければならないのか、もっと他に予算をつける事業がないか、教育委員会全体として、検討して頂きたいと強く要望しておきます。

【学校体育施設開放について】

(質問)

昼間の学校体育施設開放を全小中学校で行われており、また、夜間の時間帯も開放している小中学校もありますが、それぞれ、誰がどのようにして利用者の選定を行っているのか？また、それぞれの利用者の応募資格は？

<答弁>

土日祝日の9時～17時の運動場と体育館については、学校教育に支障のない範囲で「豊中市立小・中学校施設開放事業実施要綱」に基づき、学校開放事業として運営されている。

利用できる団体は、小学校を利用する場合は、校区内の住民で構成されていること、中学校を利用する場合は、市民で構成されていることなどが条件で、団体登録してもらっている。

管理運営及び利用調整については、各学校に学校施設開放運営委員会が設置され、管理運営及び日程調整を行っている。運営委員会の委員は、当該学校の教職員、公民分館役員、PTA役員、体育指導委員、ならびに団体登録頂いた市民利用団体の代表者で構成されている。

小・中学校のグラウンドの夜間開放については、現在、第4中学校・第7中学校・第8中学校・第12中学校・第14中学校・庄内西小学校の6校で開放して頂いている。

使用できる団体は、豊中市に在宅・在勤で構成される勤労者の団体、または、全員が豊中市に在住し、小中学生で組織または構成員に含む団体となっており、事前に教育委員会に団体登録する必要がある。

(意見・要望)

利用者の応募要件や選定についてご説明頂きましたが、まずは、小中学校の昼間の運動場や体育館の利用については、既存の団体やグループの方の占有状態となっているケースが少なからずあり、なかなか新しい団体やグループが利用することができないとの話をしばしば伺います。既存の団体やグループは、地域とのつながりも強く、各学校施設開放運営委員会のメンバーの方々とも顔なじみということもあり、かつ、地域貢献の実績もあり、一方で、新しい団体やグループにはそういった事が全くなくなかなか入れる余地がないようです。既存の団体、新しい団体双方が異なった意見や考え方を持っており、なかなか簡単

に解決する事は難しいかと思いますが、利用要件を満たしている限りは、既存の団体であろうが、新しい団体であろうが、公平に利用調整を行われるべきだと思いますので、新しい団体、グループにもそういう機会が与えられるような対応を検討して頂きたいと要望しておきます。また、夜間開放については、現在、利用率が40%強ということで、もっと多くの方々に頻繁に利用して頂けるように、積極的な広報活動に努めて頂きたいと強く要望しておきます。

【体育施設の指定管理委託について】

(質問)

体育施設のうち、体育館、武道館ひびき、温水プール及びグリーンスポーツセンターは(財)豊中市スポーツ振興事業団に指定管理としていますが、今後、野球場やテニスコートなどは指定管理に含むことは考えないのか？

<答弁>

現在、指定管理の対象外となっている野球場やテニスコートなどの屋外施設は、グラウンド、テニスコートだけの施設や管理棟が併設されている施設などそれぞれ条件が異なっているが、平成19年、公園内施設から移譲を受けたこともあり、こうした施設が指定管理の対象になじむのか現在、検討を進めている。

(意見・要望)

いくつかの体育施設を指定管理にしたことで、利用者数の増加や、効率的効果的な管理運営につながっているとのことですし、野球場とテニスコートも一元的に指定管理とすると、さらなる効率的な管理運営ができるのではないかと思いますので、是非、野球場やテニスコートも含めた体育施設の一体的な指定管理を検討することを要望しておきます。

【不登校児童の対応について】

2008年度の不登校児童生徒数は、2007年度に比べて、小学校で7人減の76人、中学校で43人減の247人、合計では、50人減の323人と減少したとのデータが出ていますが、この要因については、どのように分析されていますか？何か特別な取り組みをされたのでしょうか？

<答弁>

不登校への対応については、未然防止と早期発見・早期対応に力を入れて取り組んでいる。

小中学校全59校を訪問し、不登校児童生徒の状況や学校の取り組みの把握に努めている。

中学校少人数学級事業や不登校支援協力員の配置により、生徒や保護者へのきめ細やかな対応が可能になったことも、不登校が減少してきた要因であると考えている。

不登校児童・生徒に対する教育の提供は、どのように行われているのか？

<答弁>

教室には入れないが、別室には登校している児童生徒には、それぞれの子どもの状況に合わせ、プリント学習を行ったり、学習に取り組めるように相談に乗るなどの支援を行っている。

不登校児童・生徒に対する教育は、たぶん少年文化館が担っておられると思いますが、そこへも来れない児童・生徒に対しては、どのような対応をしておられるのか？

<答弁>

学校や少年文化館に来れない状況の子どもへの対応については、学校や保護者と十分相談しています。その上で、学生カウンセラーを定期的に家庭に派遣し、不登校状況の子どもへの話し相手になったり、時には一緒に散歩に出たりしながら、よき兄姉として接し、心をほぐしていく支援を行っている。

(意見・要望)

不登校児童・生徒に対する教育の提供の現状については理解ができました。学校や少年文化館へも来れない状況の子どもに対する教育の提供は、やはり非常に困難な状況にあると思います。私は、そういった環境の子どもたちでも、その多くが小学校、中学校を卒業していくわけで、不登校児童・生徒が小学校、中学校を卒業した後、どういった状況になっているのかといったことを調査・研究する必要があるのではないかと思います。特に中学校を卒業した後の状況について、進路調査がなされていると思いますし、一度、どういった進路をとり、卒業後どういった状況になっているのかを調べてみてはと提案しておきます。

(意見・要望)

2008年度の決算審議ということですが、個人的な感想として、財政が厳しいとは言え、豊中市が教育にかけられるお金が少なすぎる、削り過ぎな気がします。当初予算の比較で言うと、一般会計ベースで人件費を除いた場合、歳出歳入総額が2007年度で約908億円、2008年度で約897億円ということで、約11億円の減少となっています。教育委員会にかかる予算としては、歳出ベースで、2007年度で約67億6千万円(全体の7.4%)、2008年度で約64億4千万円(全体の7.1%)と、約3億2千万円の減少、さらに、耐震関係の予算を除くと、2007年度で約66億5千万円(全体の7.3%)、2008年度で約57億円(全体の6.3%)と、約8億5千万円の減少となっています。歳出歳入総額全体として、約11億円の減少に対して、教育委員会だけで約8億5千万円の減少は、あまりにも大きすぎると思います。ちなみに、今年度の予算については、歳出ベースで耐震関係の予算を除くと、約52億円(全体の5.7%)と、耐震関係の予算を除いた形で言うと、今年度の教育委員会に関する予算は昨年度に比べて、約5億円減少しています。

必要性を疑問視せざるを得ない事業もありましたが、続けてほしい、出来ることなら拡張してほしい、市の負担額が増えるとしても現行制度を見直して、もっと現実的に活用できるものにしてほしい事業が数多くあったと思います。「市長が豊中市にとって人こそ最大の資源、宝」と仰るのなら、その資源や宝をより増やす、より磨くための教育にこそもっと税金を投入して頂きたいと強く要望しておきます。